

鳥取県高性能農業機械導入計画

毎週火曜日及び
当該日には、
金曜日が休日と
當たる場合は、
行発日曜日。

鳥取県高性能農業機械導入計画 第1章 導入利用に関する基本的な事項 基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は、基本的には地域の特性や諸条件に適合して、機械の導入が経営の規模拡大と体质の強化を誘導し、その発展を促すものでなければならない。このため、生産（利用）組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集團化、農用効率的利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながら、より効率的な農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

第1 効率的利用の推進

1 農業機械の導入台数の決定に当たっては、高性能農業機械導入計画に基づく利用面積の下限以上を目標とし、利用面積の拡大に努める。

2 国の補助事業による農業機械の導入は、その採択基準によるものとする。

3 具体的な導入機械及び台数の決定に当たっては、利用規模、作物の栽培条件及び作業条件、機械の能力からみた作業負担面積、農業機械作業従事者の確保、基本的機能を重視したシンプルな農業機械、中古農業機械などの活用、機械の借り入れ利用を含めた機械利用経費並びに既導入機械との調整等について考慮する。

4 農地の流動化、農業機械銀行方式の実施等による農作業受託、集落営農等の生産の組織化による土地、作業の集積、耕地の団地化、大規模施設等の計画的運営等を維持し、効率的な生産単位の形成を図る。

平成3年1月10日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 聰 治

- 5 合理的土地利用、作付体系を実現する地域輪作農法の確立を図るため、稻作と転作を通じた生産の組織化の推進及び、生産コストの低減の観点から土地基盤（用排水溝、区画、農道等）の整備等条件の整った地域においては、機械の汎用利用を積極的に図る。
- 6 長期的な農作業受託契約の締結等の手段を講じ、地域内避休機械の整理を促進しつつ、中核的農家や生産組織等坦い手への機械利用の集積を図ることにより、作業受託者の確保を図り、長期的かつ安定的な機械利用体制への整備を図る。
- 7 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づく農業機械士等の適正な技能を有する者を育成確保し、農業機械利用技能の高位標準化を図る。
- 8 農業機械の点検整備体制を整え、長期にわたって効率的な活用ができるよう配慮する。
- 第2 農作業安全の確保と災害補償制度加入の促進
- 1 農業機械の大型化及び高性能化、高齢者及び婦人が機械作業に携わる機会の増加等に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及び分析を行い、その結果に基づく啓蒙指導活動をし、農作業安全の確保を図る。
- 2 農作業安全月間を農繁期の春と秋に設定し、講習会の開催、パンフレットの配布等により安全に対する意識を喚起し、併せて労働災害保険等災害補償制度への加入促進を図る。
- 3 農業機械研修を通じて、農業者等に農作業安全指導者としての機械利用技能及び知識を習得させる。
- 4 機械作業に適した作業服、保護具の着用の徹底を図る。

第2章 種類別事項				
第1 高性能農業機械の導入に関する目標				
類別	I	II	III	IV
トラクター	30PS級	40・50PS級	60・70・80P S級	
トレンチャ ー	8PS以上 自走式(歩行 型)	トランクター用 (主にトレンチャ ー)		
田植機	4～5条植 (乗用型)	6～7条植 (乗用型)	8条植以上 (乗用型)	
スピード スプレヤー	薬液吐出量 20l／分以上 50l／分未満 風量500m ³ /分 級未満	薬液吐出量 50l／分以上 100l／分未満 風量800m ³ /分 級以上	薬液吐出量 70l／分以上 150l／分未満 風量800m ³ /分 級以上	800m ³ ／分級 未満

	刃幅0.8m以上 1.2m未満 (自脱型)	刃幅1.2m以上 1.6m未満 (自脱型)	刃幅1.6m以上 2.0m未満 (自脱型)	刃幅0.8~2.5 m未満 (普通型)
コンバイン				
フォーレー ジ・ハーベ スター	刃幅0.8m以上 1.0m未満	刃幅1.0m以上 1.2m未満	刃幅1.2m以上 1.5m未満	
ピーン・ハ ーベスター	1条刈(歩行型) 大豆専用			
トレンチャ	果樹園	4,650		
	I			2,850
	II			61
	その他	1,800		39
田植機	水田	17,300		
	I			11,650
	II			67
	その他	800		5
スピード スプレヤー	果樹園	4,650		
	I			4,850
	II			28
	III			
	その他	2,850		61
コンバイン	水田	17,300		
	I			1,800
	II			39
	III			
	IV			
	その他	3,100		18
コントラクター	水田	24,000		
	I			6,000
	II			90
	III			
	その他	15,000	62	
煙草	8,700			
	I			
	II			
	III			
	その他	3,900	45	
	その他	4,800	55	

3 利用規模の下限

(1) コントラクター

区分	水田			畑			果樹園			草地		
	地域名	I	II	III	I	II	III	I	II	III	A 地域	B 地域
果樹園	4,650	I			ha	ha	ha	ha	ha	ha	6 ha	5
	II										10ha	8
	その他	3,350	72									—
草地	1,100	I			ha	ha	ha	ha	ha	ha	14ha	—
	II											50
	III	1,050	95									5
	その他	50	5									

(水田と同
じ。)
(水田に準ずるが、作
業機との組合せによ
り決まる。)

(2) トレンチャー

区分		果樹園	
地域名	I	II	
県全域	3ha (5)	4ha	

注 桑及び茶園を含む。 () は水田

(3) 田植機

区分		水田	
地域名	I	II	III
県全域	5ha	8ha	9ha

(4) スピードスマレヤー

区分		果樹園	
地域名	I	II	III
県全域	2ha	3ha	4ha

(5) コンバイン

区分		水田	
地域名	I	II	III
県全域	稻・麦	稻・麦	稻・麦

注 () は大豆専用機

(6) フォーレージ・ハーベスター

区分		畑・転作水田・草地	
地域名	I	II	III
県全域	5ha	8ha	10ha

区分		転作水田	
地域名	I		
県全域		2ha	

注 1 地域区分は、水田の場合は、ほ場区画おおむね20a以上

の区画が集団化している地帯をA地域、ほ場区画おおむね10a以上20a未満の区画が集団化している地帯をB地域とし、畑、果樹園及び草地の場合は、ほ場の傾斜8度未満をA地域、8度以上をB地域とする。

2 この表に掲げていない類別の高性能農業機械に係る利用規模の下限については、別に定めるところによる。

第2 計画の期間

平成2年度から平成4年度までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に
関する事項

1 ほ場条件

(1) 地目別整備基準

地目	ほ場条件整備の基準		左の基準に基づく整備予定期積		平成元年度において左の基準を備えてる面積		平成4年度において左の基準を備えてる面積 ha
	1 高性能農業機械の走行可能 な土の硬さがあること。 2 区画の形状は、原則として 長方形で、次のように整備さ れていることが望ましい。	2 1 長 Ⅰ以上 Ⅱ以上	50m以上 100m程度	ha	ha	ha	
水田	1 区画の形状は、原則として長方形で、その大きさは、長辺が100~200m程度あること が望ましい。 2 傾斜地は、傾斜度以下となること が望ましい。	16,340	420	420	420	17,600	
畑	1 区画の形状及び大きさは、防除作業の効果的な実施等に留意して定められていること。 2 8度以上の斜面では、園内耕作道が階段状に設置され いること。8度以下での斜面では、樹列間に2m以上の空間 があること。 3 耕地は、4m程度とする。	2,910	85	85	85	3,165	
樹木園	1 区画の形状及び大きさは、機械を設定することが望ましい。 2 草地の傾斜は、安全上おおむね12度以下であることが望 ましい。 3 湿地の改良草地では、排水対策が採られていること。	2,760	40	40	40	2,880	
草地	1 波状地が多いので、区画の傾斜を考慮して区画を設定す ることが望ましい。 2 草地の傾斜は、安全上おおむね12度以下であることが望 ましい。 3 湿地の改良草地では、排水対策が採られていること。	660	40	40	40	780	

注　果樹園については、「平成元年度において左の基準を備えている面積」の欄の数値は、昭和63年度の数値である。

(2) 共通整備基準

ア ほ場の団地化

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。ほ
場のまとめは、少なくとも使用する高性能農業機械の1日の
作業負担面積に達していることが望ましい。

イ ほ場の均平化及び障害物の除去

ほ場の均平化に留意するとともに、作業の障害となるものが
除去されていること。

ウ 農道等

トラクター単体だけでなく、作業機（トレーラーを含む。）
を装着し、又はけん引した場合においても、その走行に支障が
ないように、幅員、交差部の隅切り、橋等が整備されていると
ともに、水田にあっては田面からなる高さ及びほ場進入部につい
て、畑にあってはこう配及び曲率半径について整備されている
こと。

2 栽培条件

地目	作目	栽培条件整備の基準	
水田	水稲及び雜穀作物	1 農業機械の年間稼動時間を増大させるとともに、 作業効率を高めるため、集団的な栽培の体制が整っ ていること。 2 圃園（ほ区）の内が区分されている場合には、一 耕区（区分）が同一の水系に属するか、又は同一の	

飼料作物 麦及び雑穀 菜	3 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が計画的に行われていること。
果樹園 果樹	1 機械が安全かつ容易に利用しやすいよう植栽、樹形、果樹棚等が整えられ、旋田の場所が確保されていることが望ましい。 2 水田の場合の1に準ずる。
草地 牧草	1 収穫時期が適合しないよう草種及び品種を選定し、粗飼料給与計画に適合した生産体制がとられていること。 2 水田の場合の1に準ずる。

3 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設条件整備の基準
格納施設	1 具等が備え付けられていること。 2 (以下「トラクター等」という。) の格納所要床面積、日々点検に必要な面積及び床面の形状、出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合った施設の年間所要経費(施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料)が、格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。 3 施設の出入口は、その高さ及び幅がトラクター等の高さ及び幅に応じたものであること。 4 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。

4 組織的利用条件

区分 主な組織的 利用形態	組織的利用条件整備の 基準	平成元年 度において 左の基 準を備 えてい る組 織数	平成元年 度にお いて基 準を備 えてい る組 織数
農家集団共 同利用	類別に対応する利用規模 の下限以上の面積が員内利 用面積として確保され、有 効利用についての調整があ らかじめ集団によって行わ れること。	187	25
農業機械 方式による 組織的受 託利用	の下限以上の面積が受託利 用面積として確保され、有 効利用についての調整があ らかじめ農家の委託面積 の把握があらかじめなされ ているとともに、受託者の 資質向上についても配慮さ れていること。	23	2 2 5 32

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修計画

研修の種類	研修計画				平成4年度までの研修修了者数
	平成元年度までの研修修了者数	平成2年度までの研修修了者数	平成3年度までの研修修了者数	平成4年度までの研修修了者数	
農業機械1級研修	110	5	5	5	125
農業機械2級研修	531	30	30	30	621
計	641	35	35	35	746

注 研修の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領（昭和57年7月16日付受農改第73号鳥取県農林水産部長通知）による。

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の区分	認定計画				平成4年度までの認定者数
	平成元年度までの認定者数	平成2年度までの認定者数	平成3年度までの認定者数	平成4年度までの認定者数	
1級農業機械士	86	3	3	3	95
2級農業機械士	468	27	27	27	549
計	554	30	30	30	644

注 農業機械士の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領による。

3 農業機械士等の養成・配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者の養成については、農業者及び農業後継者を対象に県立農業大学校で農業機械技能1級研修及び同2級研修を実施する。

これらの研修修了者又は農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業の安全の確保に努める。

4 県、市町村における指導体制の整備

(1) 県は、農業関係機関、農業団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。

(2) 市町村及び農業団体は、地域の実情に即した農業の機械化とともに、農作業の安全確保、環境改善等を図りつつ、農業機械の効率的利用を推進する。

第5 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 整備施設の設置

(1) 整備施設の設置

特A級	平成元年度までの施設認定数			平成4年度までの施設認定予定数		
	A級	B級	C級	特A級	A級	B級
	17	14	21	26	17	15
					23	27

注 整備施設の分類（特A級、A級、B級、及びC級）は、農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通達）による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

ア 近年の高性能化、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため、整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の適正な性能、安全性等の

確保に必要な整備技能並びに適正な評価に関する知識及び技能を習得させるための研修を行う。

1 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準は高いとはい難いので、整備施設の技能者、農業機械士等を主軸に、農業機械の安全操作、安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実を図る。

2 農業機械作業事故防止及び労災等加入促進のための指導体制の整備

農業機械導入利用推進会議を中核として、県関係機関、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業機械士の活用などにより農業者に対する啓蒙指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

地域	機械	利用対象地目の目安	利用規模	備考
	マニアスプレッダー(500kg級)	水田、畑等	5.4ha	
	" (1,000kg級)	"	8.9	
	ビーンズレッジ(300kg/H)	水田	2.1	
県管	理機	"	3.3	
耕うん機(兼用型)	" (駆動型)	"	0.7	
			1.0	

域	15 P S 以下	20 P S 以下	25 P S 未満
トラクター	"	"	2.1
田植機(2条)	"	"	1.6
(稻・麦)バインドー(1条)	水田及び畑	1.1	
" (2条)	"	1.6	
コンバイン(2条乗用型)	"	2.0	
(稻・麦)脱穀機(自走式)	"	1.7	
(稻・麦)乾燥機(1.5t)	"	2.4	
" (2.5t)	"	3.1	
トレンチャー(8 P S以下)	水田、畑等	0.6	
動力噴霧機(3~5 P S級)	"	3.8	1回防除の場合
麦は種機(ロータリ一着着4条)	"	0.76	5回防除の場合
大豆は種機(歩行4条)	"	0.7	

注 利用規模の目安となる面積は、単作を想定し決定したものである。